

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（概要）

背景

元総理銃撃事件

自作された銃砲が犯罪に悪用。銃砲の形状等によらない対策が急務

長野における猟銃使用殺人事件

長期間使用されていなかった長射程のハーフライフル銃が犯罪に悪用

概要

自作銃砲も含む、銃砲の悪用防止対策

【銃砲の悪用に関する罰則強化】

- ▶ 発射罪の対象拡大
- ▶ 拳銃等以外の所持罪の罰則強化

	拳銃等	猟銃	その他装薬銃砲 空気銃 クロスボウ 電磁石銃
発射罪	無期又は3年以上の懲役	—	—
所持罪	1年以上10年以下の懲役	5年以下の懲役	3年以下の懲役 人の殺傷等の目的の場合を加重

【インターネット等での悪質情報の対策】

- ▶ 拳銃等の所持罪に当たる行為等を、公然、あおり・唆したことに対する罰則を整備

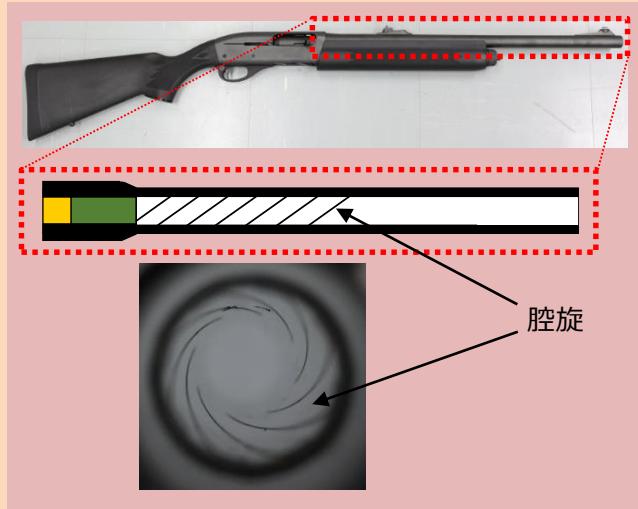
【電磁石銃の「銃砲」への追加】

- ▶ 電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃で、一定以上の威力を有するものを、原則所持禁止

許可猟銃の対策

【ハーフライフル銃の規制強化】

- ▶ ライフル銃の定義（腔旋が半分超）を変更し、ハーフライフル銃についても、厳格なライフル銃の許可の基準を適用



【眠り銃の許可取消要件の厳格化】

- ▶ 猟銃を長期間用途に供していないとして、所持許可を取り消すことができる期間を3年から2年に短縮

